

## PCAソフトウェア使用許諾契約書

本パッケージに同梱されたソフトウェア製品(以下、「本製品」といいます)には、ピー・シー・エー株式会社(以下、「PCA」といいます)と他のソフトウェア供給者のソフトウェアが含まれている場合があります。この契約書(以下、「本契約書」といいます)はPCAのソフトウェアに適用されますが、同梱されるその他のソフトウェアは、権利者やソフトウェア使用上での許諾条件が異なりますので、すべての「使用許諾契約書」をお読みください。本パッケージを開封され使用する場合は、お客様はこれらすべての契約条件にご同意いただいたものとみなされます。これら契約書に同意されない場合には、ご使用にならずに本製品が含まれているパッケージの内容物すべてを直ちに購入元へご返品ください。

1. 本パッケージに含まれるソフトウェアに関する知的財産権はPCAまたはそれぞれのソフトウェア供給者が留保しています。お客様は本製品を使用することのみが許諾されます。本契約書と他のソフトウェア供給者の契約書に関連する事項で齟齬がある場合は、本製品のPCAのソフトウェアには本使用許諾契約書が、他のソフトウェア供給者のソフトウェアには当該供給者による使用許諾条件が優先されるものとします。
2. お客様は本製品を修正、改変、翻案したり、本製品の二次的著作物を作成したりすることはできません。
3. PCAおよび各権利者の許諾なく、有償、無償にかかわらず、本製品またはその機能を複製、譲渡、貸与、レンタル、リース、再配布またはインターネット等により、第三者にサービスすることはできません。また、商用ホスティングサービスを行うこともできません。
4. 本製品の媒体及びコンピュータ上のPCAのソフトウェアを復元する目的でのみ複製、保管することができます。
5. お客様は、本製品を使用するためには同梱の「ソフトウェア使用許諾条件」で指定された条件でのみインストールし、使用することができます。
6. お客様は、お客様の責任で本製品のインストールを行ってください。PCAは、本製品があらゆる環境において正常にインストールできることを保証するものではありません。
7. 本製品のご使用にあたっては、知的財産権および関連法規に関する法律を遵守してください。
8. 本製品を各々の権利者の許諾を得ることなく解析することはできません。
9. 本製品に梱包された内容物に物理的な瑕疵があった場合には、ユーザー登録後 30 日までは無料で交換させていただきます。
10. 前項に記載された物理的瑕疵を除き、PCAはソフトウェアの瑕疵(バグ)が無いことを保証できません。ただし、本製品に関するソフトウェアの瑕疵については、同梱の「PCAサポート&サービス」にてご対応いたします。ただし、本製品のサポート&サービスは日本国内のみに限定させていただきます。
11. お客様が本製品をインストール又は使用し、本製品の瑕疵によってお客様に生じた損害に関するPCAの責任は、PCAに故意または重大な過失がある場合を除き、本製品の価格を上限とし、PCAの責によりお客様に現実に生じた直接且つ通常の損害に限定されるものとします。
12. 本製品の仕様は、改良のため予告なく変更されることがあります。これらは、同梱の「PCAサポート&サービス」の案内に従って支援サービスが提供されます。
13. 今後PCAより提供される本製品のアップデート版についても、特に記載の無い限り本契約が適用されるものとします。
14. アップデート版が提供された場合には速やかにアップデートを行ってください。アップデートを行わない場合、機能の全部または一部が使えなくなることがあります。
15.
  - (1) PCAは、お客様が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に該当し、又は、反社会的勢力と以下の号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。
    - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
    - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
    - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
    - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

- ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) PCAは、お客様が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一つにでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いてPCAの信用を棄損し、又はPCAの業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) PCAが本条各項の規定により本契約を解除した場合には、お客様に損害が生じても何らこれを賠償しないし補償することは要せず、また、かかる解除によりお客様に損害が生じたときは、お客様はその損害を賠償するものとします。
- (4) お客様が本契約に違反した場合、PCAは何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。
  - ① 本契約が解除された場合、お客様は本製品ならびにその一切の複製物を破棄、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。
  - ② 本契約の解除に伴って、本製品が利用不可能になることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、PCAは一切の責任を負いません。
- 16. 本契約の一部条項が法律によって無効となった場合でも、当該条項以外は有効に存続するものとします。
- 17. 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、PCAの本店所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とします。